

定 款

社会福祉法人樹

社会福祉法人樹定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人樹という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県流山市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事、職員及び外部委員の中から選任し、合計3名で構成する。ただし、外部委員1名以上を含むものとする。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が金21万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第23条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 流山市南流山一丁目17番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィングぶき3階建

聖華いつき保育園園舎1棟(867.66平方メートル)

(2) 江東区塩浜一丁目2番地4所在の鉄骨造陸屋根3階建

聖華いおかぜ保育園園舎1棟(842.53平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続を

とらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を

千葉県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人樹の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	白須賀貴樹
理事	千代田進司
〃	吉田登
〃	岩佐祥一
〃	池田健太郎
〃	白須賀薫
監事	宮内英司
〃	増田寛昭

附 則

この定款は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、流山市長の認可の日（平成25年4月5日）から施行する。

附 則

この定款は、関東信越厚生局長の認可の日（平成27年11月25日）から施行する。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可の日（平成28年6月8日）から施行する。

附 則

平成29年2月9日千葉県知事の認可を受けたこの定款は、平成29年4月1日より施行する。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 千葉県	(2)市町村区分 流山市	(3)所轄庁区分 12000	(4)法人番号 6040005005919	(5)法人区分 一般法人	(6)活動状況 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 樹					
(8)主たる事務所の住所 千葉県 流山市 南流山1-17-4					
(9)主たる事務所の電話番号 04-7158-1145	(10)主たる事務所のFAX番号 04-7158-1172	(11)従たる事務所の有無 有			
(12)従たる事務所の住所 千葉県 流山市 東初石5-141-25 東京都 江東区 堀浜1-4-46					
(13)法人のホームページ http://seika-group.com/	(14)法人のメールアドレス seika-itsuki@peach.ocn.ne.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成22年3月29日	(16)法人の設立登記年月日 平成22年4月12日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名	(2)評議員の現員	7名	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(円)	343,000
-----------	----	-----------	----	----------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
伊藤 賢一 会社社長		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7
伊藤 基 幼稚園副園長		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7
河野 孝敏 会社社長		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7
小林 勝成 会社社長		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7
澤地 雅彦 会社役員		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7
橋立 隆広 会社役員		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7
清水 武史 会社社長		H29.4.1 ~ 平成33年の定時評議員会の終結の時まで	無	無	7

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名	(2)理事の現員	6名	(3-12)理事全員の報酬等の総額(円)	364,000 特例有
----------	----	----------	----	----------------------	-------------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
白須賀 まり子	理事町	平成25年4月1日	常勤	平成29年6月13日	社会福祉法人 理事長	無
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで		社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月13日	理事報酬及び職員給与ともに支給	7
吉田 実	その他理事		非常勤	平成29年6月13日	会社社長	無
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで		その他		理事報酬のみ支給	7
岩佐 祥一	その他理事		非常勤	平成29年6月13日	会社社長	無
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで		その他		理事報酬のみ支給	7
池田 健太郎	その他理事		非常勤	平成29年6月13日	会社社長	無
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで		その他		理事報酬のみ支給	7
白須賀 薫	その他理事		非常勤	平成29年6月13日	保育園園長	無
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで		施設の管理者		長男の嫁 理事報酬及び職員給与ともに支給	7
相楽 真宏	その他理事		非常勤	平成29年6月13日	会社社長	無
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで		その他		理事報酬のみ支給	7

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2名	(3-6)監事全員の報酬等の総額(円)	63,000
----------	----	----------	----	---------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
(3-4)監事の任期		(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
宮内 英次	会社社長	無	平成29年6月13日
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで	その他	7
富澤 康人	会計事務所 所長	無	平成29年6月13日
	H29.6.13 ~ 平成31年の定時評議員会の終結の時まで	財務管理に識見を有する者(税理士)	2

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	1	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	90	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	35
		常勤換算数	14.0

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成28年5月10日	13	0	2	0	理事、監事改選・定款変更
平成28年5月26日	13	0	2	0	監事監査報告・決算報告
平成28年9月8日	13	0	2	0	足立区立保育園運営事業者応募・聖華しおかぜ保育園一般検査結果報告
平成28年10月21日	13	0	2	0	監事の変更
平成28年12月19日	13	0	2	0	定款変更・定款細則変更・諸規定の変更
平成29年1月27日	13	0	2	0	足立区立保育園運営事業者応募結果・施設長変更・理事長役員報酬・賞与について
平成29年3月7日	13	0	2	0	28年度補正予算・29年度予算・嘱託医報酬変更・就業規則変更

(4)うち開催を省略した回数

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月10日	6	2	理事長選任・職務代理者指名・評議員改選・定款変更
平成28年5月26日	6	2	監事監査報告・決算報告
平成28年9月8日	6	2	足立区立保育園運営事業者応募・聖華しおかぜ保育園一般検査結果報告
平成28年10月21日	6	2	監事の変更
平成28年12月19日	6	2	定款変更・定款細則変更・評議員解任選任委員会選任・評議員候補者推薦・諸規定の変更
平成29年1月27日	6	2	足立区立保育園運営事業者応募結果・施設長変更・理事長役員報酬・賞与について
平成29年3月7日	6	2	28年度補正予算・29年度予算・嘱託医報酬変更・就業規則変更

(4)うち開催を省略した回数

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	宮内 英司 富澤 康人
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

なし

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

(2)会計監査人による監査報告書

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)						
001	本部	02091201	社会福祉法人 樹 本部									
		千葉県	流山市	南流山1-17-4		民間からの賃借等	自己所有	平成23年4月1日	0	0		
		ア建設費					0					
		イ大規模修繕										
002	聖華いつき保育園	02091201	聖華いつき保育園									
		千葉県	流山市	南流山1-17-4		民間からの賃借等	自己所有	平成23年4月1日	0	1,080		
		ア建設費					0					
		イ大規模修繕										
003	聖華マリン保育園	02091201	聖華マリン保育園									
		千葉県	流山市	東初石5-141-25		民間からの賃借等	民間からの賃借等	平成27年4月1日	0	1,440		
		ア建設費					0					
		イ大規模修繕										
004	聖華しおかぜ保育園	02091201	聖華しおかぜ保育園									
		東京都	江東区	塩浜1-4-46		行政からの賃借等	自己所有	平成27年4月1日	0	1,440		
		ア建設費					0					
		イ大規模修繕										

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

- (1) 社会福祉充実残額の総額(円)
- (2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)
 - ①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)
 - ②地域公益事業(円)
 - ③公益事業(円)
 - ④合計額(①+②+③)(円)
- (3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
 - ①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)
 - ②地域公益事業(円)
 - ③公益事業(円)
 - ④合計額(①+②+③)(円)
- (4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

① 任意事項の公表の有無

㊦ 事業報告	有
㊧ 財産目録	有
㊨ 事業計画書	有
㊩ 第三者評価結果	無
㊪ 苦情処理結果	有
㊫ 監事監査結果	有
㊬ 附属明細書	有

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

① 事業運営に係る公費（円）	
② 施設・設備に係る公費（円）	
③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

① 実施者の区分	
② 実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③ 業務内容	
④ 費用【年額】（円）	

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

① 所轄庁から求められた改善事項	

② 実施した改善内容

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	無

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人樹（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤のための交通費、出張に要する旅費（交通費及び宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全評議員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲内とする。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 この法人の常勤理事の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表1に定めるとおりとする。
- 5 この法人の非常勤役員等の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表2に定めるとおりとする。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 役員等には、通勤に要する交通費を支給することとし、その計算方法は一般職員と同

様の基準とする。

- 3 役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。
- 4 役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

（報酬等の支給時期）

第6条 役員等の報酬等は、理事会等の会議の都度又は業務を行った都度支給する。

- 2 常勤理事のうち、職員としての立場を有する者に対しては、職員給与に報酬等を合算して支給する。この場合の計算方法等は、一般職員給与と同様の基準とする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事

職名	業務	報酬額	役職に応じた一人当たりの上限額
理事長	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 17,000 円	年額 1,000,000 円
業務執行理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	年額 500,000 円
理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	年額 70,000 円

別表2 非常勤役員等

職名	業務	報酬額	役職に応じた一人当たりの上限額
理事長	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 17,000 円	年額 1,000,000 円
業務執行理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	年額 500,000 円
理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	年額 70,000 円
監事 社会福祉事業について 識見を有する者	監事監査業務	1回あたり 7,000 円	年額 70,000 円
	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	
監事 財務管理について 識見を有する者	監事監査業務	1回あたり 7,000 円	年額 70,000 円
	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	
評議員	評議員会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	1回あたり 7,000 円	年額 30,000 円